

○農林水産省告示第千二百九十六号  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）別表二の付表第六の規定に基づき、平  
成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号  
（イストラエル産シャムテ種及びパレンシア種のス  
ウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィー  
ティ、ポメロ並びにレモンの生果実に係る農林水  
産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のよ  
うに改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一中「並びにレモン」を、「レモン並びにオア」  
に改める。

五の（一）中「及び低温処理コンテナ」を、「又は  
低温処理コンテナ」に改め、同（一）に次のように  
加える。

オ オアについては、生果実の中心部が摸氏  
二・二度になつた後引き続き十八日間その  
温度以下で消毒すること。